

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 3月 13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給食室屋上防水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市都筑区東山田 3-29-1

横浜市立山田小学校

3 契約日

令和7年12月16日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月13日～令和8年2月10日

5 契約金額

1,155,000円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区太田町 2-22

横浜市防水事業協同組合

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室内において天井から雨漏りが発生し、雨水による衛生面の悪化、異物混入等が懸念されたため、緊急で修繕を行う必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立山田小学校